

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務において、職員に対してはセキュリティ研修を実施して教育を行っている。また、システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセス出来ないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
②事務の概要	別紙1「事務の概要」参照
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、給付適正化システム、伝送通信ソフト、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、受給者台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条(介護保険法関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の131項の第133条、及び132項の第134条(介護保険法関係)</p> <p><情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号において、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項である主務省令の下記各条項 情報連携 主務省令第2条の表2～3項関係 第4条～第5条(健康保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表7項関係 第9条(船員保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表11項関係 第13条 及び15項関係 第17条 (児童福祉法関係) 情報連携 主務省令第2条の表42項関係 第44条(生活保護法関係) 情報連携 主務省令第2条の表56項関係 第58条(私立学校教職員共済法関係) 情報連携 主務省令第2条の表65項関係 第67条(国家公務員共済組合法関係) 情報連携 主務省令第2条の表69項関係 第71条(国民健康保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表80項関係 第82条(災害対策基本法関係) 情報連携 主務省令第2条の表83項関係 第85条(地方公務員等共済組合法関係) 情報連携 主務省令第2条の表86、87項関係 第88、89条(老人福祉法関係) 情報連携 主務省令第2条の表108項関係 第110条(災害弔慰金の支給等に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表115項関係 第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表125項関係 第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表128項関係 第130条(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表131項関係 第133条(介護保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表132項関係 第134条(介護保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表156項関係 第158条(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表161項関係 第163条(昭和29年社発第382号通知に基づき外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法関係)</p> <p>第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項 情報連携 主務省令第2条の表6項関係 第8条(船員保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表27項関係 第29条(予防接種法関係) 情報連携 主務省令第2条の表38項関係 第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表70項関係 第72条(国民健康保険法関係) 情報連携 主務省令第2条の表116項関係 第118条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表137項関係 第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表144項関係 第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 情報連携 主務省令第2条の表145項関係 第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月9日	表紙「公表日」	平成27年4月30日	平成27年9月9日	事後	公表日の更新
平成27年9月1日	I.1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、給付適正化システム、特別養護老人ホーム優先入所システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	介護保険サブシステム及び情報連携機能で使用するシステム名を追加
平成27年9月1日	I.2特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	事後	情報連携機能で使用するファイル名を追加
平成27年9月1日	I.3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 項番68	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条(介護保険法関係)	事後	別表第一主務省令が制定されたため追記
平成27年9月1日	I.4情報提供ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠	番号法 別表第2 項番1、2、3、4、5、6、17、22、26、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、106、109、108、117	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の93並びに94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条 <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、117の項) 別表第二の1～3項関係:第1条～第3条(健康保険法関係) 【<<中略>>、主務省令の条項を追記】 第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項(5、17、22、43、81、106、108、109の項) 別表第二の5項関係:第5条(船員保険法関係) 【以下<<略>>、主務省令の情報を追記】	事後	別表第二主務省令が制定されたため追記
平成27年9月3日	I.8特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	大田区福祉部介護保険課管理担当	福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359	事後	住所・電話番号の追加
平成27年9月3日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成27年1月6日	平成27年9月1日	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
平成28年5月26日	表紙「公表日」	平成27年9月9日	平成28年5月26日	事後	公表日の更新
平成28年5月26日	I.5②所属長	小泉邦雄	丸山祐二	事後	所属長名変更
平成28年5月26日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成27年9月1日	平成28年4月20日	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
平成29年1月31日	表紙「公表日」	平成28年5月26日	平成29年1月31日	事後	公表日の更新
平成29年1月31日	I.1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		別紙1「事務の概要」に「保険者事務共同処理業務」を追加。	事後	受給者台帳ファイルを追加
平成29年1月31日	I.1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、給付適正化システム、特別養護老人ホーム優先入所システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、給付適正化システム、伝送通信ソフト、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事前	特別養護老人ホーム優先入所システムを削除 伝送通信ソフトを追加
平成29年1月31日	I.2特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	介護保険情報ファイル、受給者台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	事前	受給者台帳ファイルを追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 4情報提供ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠	<p><情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項) 別表第二の1～3項関係:第1条～第3条(健康保険法関係) 別表第二の4、6項関係:第4条、第6条(船員保険法関係) <中略> 別表第二の93、94項関係:第46、47条(介護保険法関係) <中略> 第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項(5、17、22、43、81、106、108、109の項) <中略> 別表第二の22項関係:条項未設定(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の43項関係:条項未設定(国民健康保険法関係) 別表第二の81項関係:条項未設定(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) <中略> 別表第二の109項関係:条項未設定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</p>	<p><情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項) 別表第二の1～3項関係:第1条～第3条(健康保険法関係) 別表第二の4、6項関係:第4条、第6条(船員保険法関係) 別表第二の8、11項関係:第7条、第11条(児童福祉法関係) <中略> 別表第二の94項関係:第47条(介護保険法関係) <中略> 第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項(5、17、22、43、81、97、106、108、109の項) <中略> 別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の43項関係:第25条の2(国民健康保険法関係) 別表第二の81項関係:第43条の2(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) <中略> 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</p>	事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加と削除
平成29年1月31日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成28年4月20日時点	平成28年9月6日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
平成29年6月9日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年5月16日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
平成29年6月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p><情報提供が出来る根拠法令> 別表第二の1～3項関係:第1条～第3条(健康保険法関係) 別表第二の4、6項関係:第4条、第6条(船員保険法関係) 別表第二の33項関係:条項未設定(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:条項未設定(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:条項未設定(地方公務員等共済組合法関係) -中略- 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の108項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</p>	<p><情報提供が出来る根拠法令> 別表第二の2～3項関係:第2条～第3条(健康保険法関係) 別表第二の6項関係:第6条(船員保険法関係) 別表第二の33項関係:第22条2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:第31条2(地方公務員等共済組合法関係) -中略-</p>	事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加と削除
平成29年6月9日	表紙「公表日」	平成29年6月9日		事後	公表日の更新
平成29年6月9日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成29年5月16日時点	平成29年9月1日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
平成30年6月9日	表紙「公表日」	平成30年6月9日		事後	公表日の更新
平成30年6月9日	I 5評価実施機関における担当部署	②所属長 丸山祐二	②所属長 黄木隆芳	事後	人事異動に伴う担当部署の所属長の変更であり、重要な変更にあたらぬ
平成30年6月9日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成29年5月16日時点	平成29年9月1日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
令和1年6月21日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和1年5月7日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
令和1年6月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	別表第二の94項関係:第46、47条(介護保険法関係) 別表第二の117項関係:条項未設定	別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係) 別表第二の94項関係:第47条(介護保険法関係) 別表第二の117項関係:第59条の2	事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加及び修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	黄木隆芳	介護保険課長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	IVリスク対策	(項目なし)	「IVリスク対策」の評価項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・提供が義務付けられない(評価書記載事項の追加)
令和1年6月21日	表紙「公表日」	平成30年6月25日	令和1年6月21日	事後	公表日の更新
令和3年6月28日	II.1及び2いつ時点の計数か	令和1年5月7日時点	令和3年5月11日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
令和4年6月30日	II.1及び2いつ時点の計数か	令和3年5月11日時点	令和4年5月18日時点	事後	しきい値判定を再度行ったための変更
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	<情報参照が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	重要な変更にあたらぬ。
令和5年1月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の58項関係:第31条2(地方公務員等共済組合法関係)	別表第二の58項関係:第31条2の2(地方公務員等共済組合法関係)	事後	令和3年度内閣府/総務省令第10号による条すれ(令和4年1月1日施行)の修正
令和5年1月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の90項関係:条項未設定(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係)	別表第二の90項関係:第44条4(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係)	事後	令和3年内閣府/総務省令第9号による追加(令和3年7月30日施行)、令和3年内閣府/総務省令第10号による条すれ(令和4年1月1日施行)の修正
令和5年1月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の117項関係:第59条2の2(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係)	別表第二の117項関係:第59条2の3(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係)	事後	令和2年内閣府/総務省令第8号による条すれ(令和2年7月31日施行)の修正
令和5年1月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部介護保険課管理担当	福祉部介護保険課	事後	重要な変更にあたらぬ。
令和5年1月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部介護保険課管理担当	福祉部介護保険課	事後	重要な変更にあたらぬ。
令和6年9月20日	I 関連情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第1の68の項	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の100の項	事後	重要な変更にあたらぬ。(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第2 ※項番号、条番号省略	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 ※項番号、条番号省略	事後	重要な変更にあたらぬ。(法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	II.1及び2いつ時点の計数か	令和4年5月18日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。(しきい値判断の再実施)